

み広連介第159号
令和6年4月25日

介護予防・日常生活支援総合事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）における1月当たりの単位数
上限について（通知）

日頃は、介護保険制度の適切な運営にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月27日付事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数の送
付について（通知）」でもお知らせしましたが、訪問型サービスにおける1月当たりの単
位数上限について、令和6年4月サービス提供分から下記の取扱いといたします。

記

- 1 1月当たりの単位数上限 3,727単位
※介護予防訪問介護相当サービス（従前相当サービス）と緩和型サービスAを併用す
る場合であっても、3,727単位を上限とする。
- 2 1月当たりの利用回数上限
1月当たりの利用回数上限を廃止する。

みよし広域連合介護保険センター
地域支援係
TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033